

行政 information
医療連携システムの実証実験を進めています
 問 健康推進課 ☎65-7779

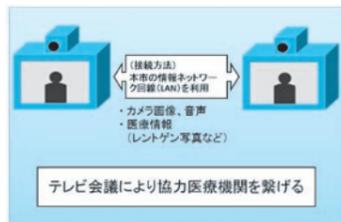
地方の医師不足が叫ばれる中、本市でも地域医療を支える医師に大きな負担がかかっています。その負担を軽減し、市民が安心して診療を受けられる環境を維持するため、市では情報技術を導入した医療連携システムの実証実験を進めています。

◆実証実験の内容

長浜病院、湖北病院等の医療機関をテレビ会議システムでつなぎ、実際に医師や看護師が協議や情報交換を行います。



↑テレビ会議システム。画面には、レントゲン写真と相手側の様子が映し出されています。

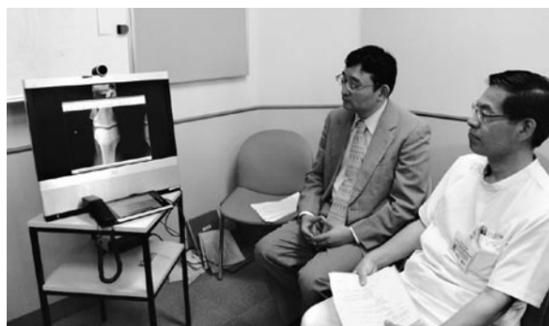


- 具体的には、次の事が可能になります。
- 医療情報(レントゲン写真など)を画面上で共有し、診療方針などについて協議できます。
- 複数の施設間を同時に繋げたテレビ会議が行えます。
- 病院の勉強会や研修会に遠隔参加することができます。

◆実証実験の今後

医師や看護師をはじめとする医療スタッフに実際に機器を使用してもらうことで、「ここが使いにくい」「こうすれば便利」といった課題や改善点を見つけ出し、最適な医療連携の形を検証します。

今後は、このシステムの調査・導入・検証にご協力いただいている京都大学医学部付属病院の黒田知宏教授(医療情報学)を中心に、実証実験を踏まえた検証結果をまとめ、市の医療連携に有用な情報環境の整備をめざします。



医療連携システムの実証実験を行う黒田教授(左)と神田副院長(右)。

協力者の一言

京都大学 黒田知宏 教授

情報通信技術を導入することにより、地域の医療従事者間のコミュニケーションを円滑にし、ひいては市民への医療サービスの充実と安心感に繋がっていくことをめざしています。情報通信技術の利用方法や、技術そのものに対する医療スタッフからの要望を吸い上げ、チーム医療がスムーズになるような環境を整えられるよう進めていきたいと思っております。

長浜病院 神田雄史 副院長

離れたところにいる医師同士が顔を合わせて話せるのが一番の利点です。顔を見ながらの意志疎通により、医師間の連携が円滑になり、地域の医療連携に繋がることを期待しています。まず、病院での症例検討会や勉強会への遠隔参加、講義の遠隔視聴などに利用ができればと思っています。

地域医療福祉フォーラム2013

住み慣れた地域で、必要な医療・介護サービスを受けながら、自分らしく幸せな最期を迎えるために、在宅医療や看取りについて一緒に考えてみませんか。

- 【と き】 11月27日(水) 15時30分～18時(15時受付開始)
- 【と ころ】 長浜文化芸術会館(大島町)
- 【内 容】 ○基調講演「自然死のすすめ」
講師：中村仁一先生(社会福祉法人「同和園」診療局長)
○シンポジウム「チームで支えて、看取りの質を高めよう」
- 【申込み】 11月13日(水)までに電話で下記まで

問 申 長浜米原地域医療支援センター
 (湖北医療サポートセンター「メディサポ」内) ☎65-2755
 ※入場無料、どなたでも参加していただけます。



中村仁一先生

行政 information
国民年金保険料控除証明書を発行します
 問 彦根年金事務所国民年金課 ☎0749-231114

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、金額が社会保険料控除の対象となります(その年の1月1日～12月31日に納付した保険料)。
 社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が必要です。
 今年1月から9月に国民年金保険料を納付した人には、日本年金機構から11月上旬に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。年末調整や確定申告を行う人は大切に保管してください。
 また、10月から12月に今年はじめに国民年金保険料を納付した人には、来年の2月上旬に送付されます。
 控除証明書が届かない場合または紛失した場合は、彦根年金事務所まで再発行の手続きをしてください。

行政 information
年金受給者の皆さん 『扶養親族等申告書』は期限までに提出を!
 問 彦根年金事務所お客様相談室 ☎0749-231116

老齢や退職による年金は所得税法上「雑所得」として所得税が課せられます(障害年金・遺族年金を除く)。
 課税の対象となる人には、11月上旬に日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので必ず期限までに提出してください。
 提出を忘れると各種控除が受けられないまま所得税が課せられる場合がありますのでご注意ください。

なお、年金以外に収入がある人は確定申告が必要で

※平成26年分「扶養親族等申告書」が送付される人

- 65歳未満で年金額が108万円以上
- 65歳以上で年金額が158万円以上

行政 information
平成25年分年末調整説明会を開催します
 問 長浜税務署法人課税第1部門(源泉担当) ☎62-6144

- 〈長浜会場〉
- 【と き】 11月18日(月)
 - 10時～12時
 - 13時30分～15時30分
 - 【と ころ】 長浜文化芸術会館(大島町)
 ※豊公園駐車場もご利用ください。
 - 〈木之本会場〉
 - 【と き】 11月21日(木) 13時30分～15時30分
 - 【と ころ】 木之本スティックホール(木之本町木之本)
- ※説明会には、事前に送付した書類をお持ちください。
 ※また、会場付近の私有地路上には絶対に駐車しないでください。

行政 information
住生活総合調査にご協力ください
 問 建築住宅課 ☎65-65333

国土交通省において、12月1日を調査日として、全国で住生活総合調査が実施されます。
 この調査は、5年に一度、住宅の住み心地や最近の居住状況の変化などを把握することにより、今後、国や県・市などが推進する住宅施策の基礎資料とするものです。

調査対象者は、10月1日に総務省が実施した住宅・土地統計調査にご協力いただいた世帯から無作為に選び、11月下旬に統計調査員(市職員)が各世帯を訪問します。調査をお願いする人には重ねてお手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。
 なお、記入いただいた調査票は、統計を作る目的のみ使用し、法律により厳重に秘密が守られます。

行政 information
秋の火災予防運動が始まります
 問 湖北地域消防本部予防課 ☎62-5194

『消すまでは 心の警報 ONのまま』
 11月9日(土)から15日(金)まで、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。冬に近づくこの季節は、空気が非常に乾燥します。また、火を使う機会が増えることから、毎年この時期に火災が多く発生しています。
 そこで湖北地域消防本部では、火事を出さないための「火の用心、7つのポイント」を呼びかけています。
 火災から尊い生命・財産を守るため、一人ひとりが火の用心を心がけ、安心して暮らせるまちづくりに取り組みましょう。

火の用心、7つのポイント

- ①寝たばこは、絶対にやめる。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- ④逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ⑤寝具・衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ⑥火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器を設置する。
- ⑦お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。